

平成28年4月1日
福島県生活拠点課

事務分掌・連絡先の変更について

このことについて、平成28年4月1日付けで下記のとおり事務分掌を変更することとしましたので、お知らせします。

記

1 担当課の変更について

避難者支援課が所管していた次の事務について、平成28年度から生活拠点課に移管する。

- ①災害救助法に関すること（応急仮設住宅制度、災害救助費など）
- ②災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること
- ③被災者生活再建支援金に関すること
- ④応急仮設住宅の供与期間の終了に伴う各種支援策に関すること

※ただし、「福島県ふるさと住宅移転補助金」については、引き続き避難者支援課において担当する。

2 連絡先について

<電話番号>

・生活拠点課

024-521-8306（上記①、②、③、④の業務）

024-521-8618（④のうち主に県内の戸別訪問に関すること）

024-521-6933（④のうち主に県外の戸別訪問に関すること）

・避難者支援課

024-523-4250（ふるさと住宅移転補助金関係）

<FAX番号>

・生活拠点課 024-521-8369

・避難者支援課 024-523-4260

<メールアドレス>

・生活拠点課 seikatsukyoten@pref.fukushima.lg.jp

・避難者支援課 hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp